

掛川市告示第25号

掛川市移動支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第118号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月27日

掛川市長 松井三郎

第3条第2項中「法第28条第1項第9号の共同生活介護に関して支給する介護給付費若しくは特例介護給付費若しくは同条第2項第4号」を「法第28条第2項第4号」に改める。

第13条第1項中「移動支援事業実施報告書（様式第5号）」を「書面」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区 分		利 用 料
身体介護を伴う場合	30分以下の場合	2,550円
	30分を超え1時間以下の場合	4,040円
	1時間を超え1時間30分以下の場合	5,870円
	1時間30分を超える場合	5,870円に1時間30分を超える時間が30分に達するまでごとに830円を加えた額
身体介護を伴わない場合	30分以下の場合	1,050円
	30分を超え1時間以下の場合	1,980円
	1時間を超え1時間30分以下の場合	2,770円
	1時間30分を超える場合	2,770円に1時間30分を超える時間が30分に達するまでごとに700円を加えた額

様式第1号中 「障害程度区分の認定」 を 「障害支援区分の認定」 に改める。

様式第5号を削る。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。